

平成11年～18年、21年～25年に入居した人が対象

個人市県民税の住宅ローン控除

居住者が住宅ローンなどを利用して家を新築、取得または増改築などをした場合で一定の要件に当てはまる時に、所得税において住宅借入金等特別控除が受けられます。これに併せて、所得税から控除しきれなかった額が翌年度の個人市県民税から税額控除されます。

◆対象となる人

所得税の住宅借入金等特別控除を受けた人で、所得税から控除しきれなかった額があり、次のいずれかに該当する人。

- ①平成11年から平成18年までに入居した人
- ②平成21年から平成25年までに入居した人

◆対象とならない人

- ①平成19年、平成20年に入居した人
- ②所得税から住宅借入金等特別控除を全額控除できる人
- ③住宅借入金等特別控除を適用しなくても所得税がかからない人
- ④翌年度の個人市県民税が均等割額のみ課税または非課税



の人

⑤所得税から特定増改築など（バリアフリー改修・省エネ改修）で住宅借入金等特別控除の適用を受けている人など

◆控除される額（市県民税5分の3、県民税5分の2）

次のいずれか小さい額が翌年度の個人市県民税の所得割額から控除されます。

- ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の額に5%乗じて得た額（上限97,500円）

◆適用方法

事業所から市へ提出される給与支払報告書や税務署から回送される確定申告書の内容から決定・適用するため、特別な申告は原則必要ありませんが、住宅借入金等特別控除額、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日の記載がないと反映されませんのでご注意ください。

問 税務課市県民税

☎ 73・0087

個人事業税 納付をお忘れなく

個人事業税第1期分の納付期限は8月31日（金）です。

納税通知書は、8月中旬に送付しますので、早めに最寄りの金融機関で納税をお願いします。

なお、個人事業税の納税は、口座振替を利用すると便利です。詳しくは左記までお問い合わせください。

問 旭県税事務所

☎ 62・0772

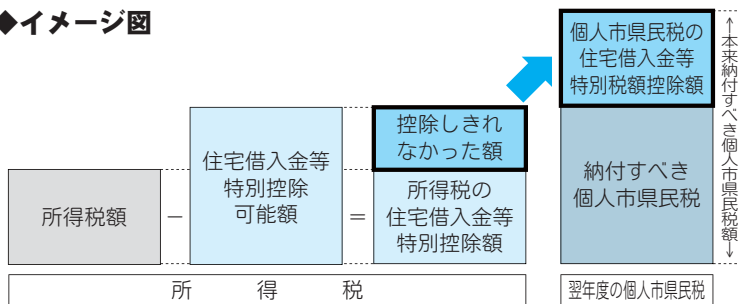
公平な課税を行うため 家屋全棟調査

市では、固定資産の公平で適正な評価を行うため、市内の家屋の全棟調査を行っています。現在、家屋課税台帳に登録されている家屋数は約3万8千棟あります。順次調査を行い、課税の基礎となる「家屋台帳」を整備します。公平な課税を行うための確認調査ですので、ご理解とご協力をお願いします。

問 税務課資産税班

☎ 73・0087

◆イメージ図



平成24年度個人市県民税において対象となる人は、すでに送付してある税額決定通知書の下記欄に「住借特控」として記載されています。

◆給与天引きの人→摘要欄

年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成24年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成23年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成22年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成21年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成20年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成19年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成18年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成17年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成16年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成15年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成14年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成13年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成12年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成11年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成10年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成9年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成8年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成7年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成6年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成5年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成4年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成3年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成2年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書
平成1年度	給与所得等に係る市県民税・県民税、特別徴収金額の決定・変更通知書・納税通知書

◆現金納付および口座振替の人→税額控除欄

年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成24年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成23年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成22年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成21年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成20年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成19年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成18年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成17年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成16年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成15年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成14年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成13年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成12年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成11年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成10年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成9年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成8年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成7年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成6年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成5年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成4年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成3年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成2年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄
平成1年度	現金納付および口座振替の人→税額控除欄

初めての人、大歓迎！

ダーツで楽しく婚活

趣味やインドアスポーツとして人気が高まっているダーツを通して、新たな出会いを探してみませんか。

当日は、ダーツのルールや投げ方の説明も行いますので、初めての人でも大丈夫。「1人ではちょっと…」という人は、友達同士の参加也大歓迎です。

日時…9月9日(日) 14時30分～

会場…成田市内 ※匝瑳市役所から無料送迎バス有り

内容…自己紹介、ダーツでの交流ゲームなど

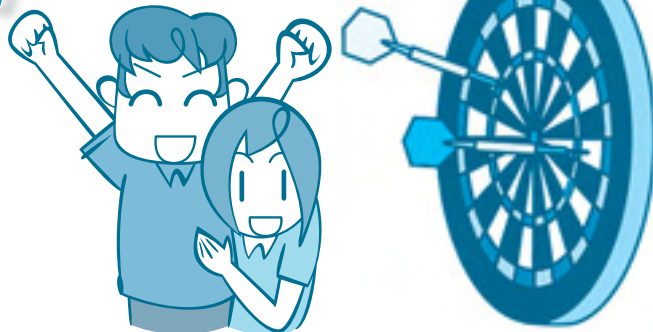
対象者…20歳～45歳の独身者(男性は市内在住者に限る)

定員…男女各16人、計32人(申し込み多数の場合は抽選)

参加費…500円

申込締切…8月21日(火) ※定員に満たない場合は随時受け付け

申込方法…電話またはメールで「住所、氏名(ふりがな)、性別、年齢、電話番号、送迎バス希望の有無」をご連絡ください。メールの場合はタイトルに「ダーツ申し込み」と入れてください。



◆注意事項

- ①抽選結果などは、開催日の約10日前までに郵送します。
- ②キャンセルはないようにお願いします。参加決定後、指定期日以降にキャンセルされた場合には、参加費分の負担をいただきます。

◆申し込み・問い合わせ

企画課まちづくり戦略室 ☎73-0081

メール k-senryaku@city.sosa.lg.jp

国保税Q&A

Q 所得の申告をしないと国民健康保険税の軽減が受けられないと聞きましたが本当ですか？

A 国民健康保険税には、低所得者世帯の負担軽減を図るため、世帯主とその世帯に属する被保険者の所得が一定の基準以下である場合に「均等割」と「平等割」が軽減される制度があります。この軽減制度の適用を受けるためには、世帯全員の所得が明らかになっている必要があります。

所得の申告がされていないと、その世帯の所得が一定の基準以下であるかどうか判断できなくなってしまうからです。

また、高額療養費の支給を受けるために限度額認定証の交付を申請する場合でも、所得の申告がされていないと自動的に「上位所得者」として扱われることになります。

まだ所得の申告をしていない人は、必ず税務課へ申告してください。

問 税務課市民税班 ☎73-0087

過去10年間の国民年金未納保険料

3年間の特例で納付ができます

これまで納め忘れの保険料があった場合には、2年で時効になると納付することができませんでしたが、平成24年10月1日から3年間に限り、特例で過去10年以内の未納期間の保険料を納めることができるようになります。これを「後納」といいます。

後納分の納付は、承認を受ける必要があります。時効になっていない2年以内の期間について保険料の滞納がある場合

には、その保険料を先に納付しなければなりません。

また、後納保険料額は、当時の保険料の額に一定の加算が行われており、先に経過した月分から順次、納付することになります。なお、すでに高齢基礎年金を受給している人は対象となりません。

問 日本年金機構 佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

市民課 国保年金班 ☎73-0086

乳がん集団検診

登録希望者は

申し込みを

左記の日程で乳がん集団検診を実施します。新規に登録を希望する人は、8月20日(月)までに申し込んでください。なお、すでに登録している人で、過去3年間に一度でも受診している人は、通知を送付します。

乳がん集団検診日程…10月9日(火)、10日(水)、11日(木)、14日(日)、15日(月)、16日(火)、20日(土)

問 健康管理課 ☎73-1200

第3回は共興、須賀、

匝瑳、栄地区

大腸がん検診

◆実施日／会場／対象地区

8月31日(金)／保健センター

／共興、須賀、匝瑳

9月2日(日)／野栄福祉セン

ター／栄

9月3日(月)／保健センター

／共興、須賀、匝瑳

実施時間…8時30分～11時

詳しくは、広報そうさ5月号9ページをご覧ください。

問 健康管理課 ☎73-1200